

[令和5年11月28日改正、12月1日施行]

《134 頁》「会員等の外務員の登録等に関する規則」一部改正

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(登録外務員の資格要件)</p> <p>第4条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 登録の更新を受けようとする者にあつては、<u>次の要件のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p>イ <u>本会の実施する登録更新講習（ただし、更新を申請しようとする日前1年以内のものに限る。）を修了した者</u></p> <p>ロ <u>本会の実施する外務員登録資格試験（ただし、更新を申請しようとする日前1年以内のものに限る。）に合格した者</u></p> <p>ハ <u>細則に定める要件に該当する者</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(登録外務員の資格要件)</p> <p>第4条 登録外務員となることができる者（登録の更新を受ける者を含む。）は、会員等の役員又は使用人であつて、次の各号のいずれかに掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがないときは、本会の実施する外務員登録資格試験（登録前1年以内のものに限る。）に合格した者であること。</p> <p>(2) 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める要件に該当し、本会が特に認めた者であること。</p> <p>(3) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがあるときは、細則に定める再受講等の要件を満たしている者であること。</p> <p>(4) 登録の更新を受けようとする者にあつては、<u>本会の実施する登録更新講習（ただし、更新前1年以内のものに限る。）を修了した者又は細則に定める要件に該当する者であること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第4条の2～第16条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この改正は、令和5年12月1日から施行し、同年3月27日から適用する。</u></p>	<p>第4条の2～第16条 (略)</p> <p>(新設)</p>